

令和7年度 西区対話集会 開催概要(3月)

No.	質問	回答・見解・処理方針の内容
	【指扇地区】	
防犯カメラの設置・維持費用に対する補助について		
1	・犯罪発生の抑止力として、また、万が一事件が発生した場合に容疑者をはやく逮捕するためのツールとして、防犯カメラの設置が重要と考える。市が設置する街頭防犯カメラについて、令和9年度までに市内全31駅の設置を目指しているということを知っているが、よりスピーディーに事業をすすめていただきたい。 ・地域で設置する防犯カメラについて、無償で設置できるようにしてほしい。 また、ランニングコストが変動制となっているようだが、それを定額制にして、年間のコストが先読みできるようにしてもらいたい。	・街頭防犯カメラについて、いただいたご意見を所管課にお伝えをさせていただきます。 ・地域防犯カメラ設置助成金については、設置費用の4分の3を補助するという内容で変わっておりませんが、ランニングコストである電気料金については、地域の皆様からのご意見等を踏まえ、令和6年度から「地域防犯活動助成金制度」の対象経費に含むこととし、上限3万円まで助成が可能となっております。今後も皆様からのご意見を賜りながら、より利用しやすい制度にしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 また、電気料金の料金体系には、従量制と定額制がございますが、それらのどちらがより低額に抑えられるかについては、契約する電力会社にご相談・ご確認いただければと存じます。 【市民生活安全課】
ごみ出しマナー違反・不法投棄対策、ごみ収集所運営費用について		
2	・一部の住民のごみ捨てマナーが非常に悪く、その中でごみ収集所の管理運営を行う必要がある自治会員の負担が大きく感じる。また、ごみ収集所を利用しているのに、管理運営に何も協力してくれない非自治会員がいる状況を不公平と感じる。 また、自治会員数の減少に伴い、益々自治会の負担が大きくなることが見込まれるため、住民の自治会加入を行政で強制化してほしい。それが無理なら、ごみ捨てに掛かる費用を非自治会員にも負担させることとしたいが、問題ないか。 ・衛生協力助成金は自治会員数割の助成金だけで不合理ではないか。地域全体の戸数分の助成をして欲しい。	ごみ収集所の管理につきましては、原則として、その収集所を実際に利用されている皆さまにお願いしております。そのため、管理や利用方法に関する調整につきましては、収集所を利用されている方同士でご相談の上、適切にご対応いただければ幸いです。 また、衛生協力助成金は、自治会が行う衛生活動(ごみ収集所の清掃・維持管理など)を支援するための補助金です。このため、助成の対象は自治会の構成員である「自治会員」に限定されます。自治会員以外を助成対象に含めてしまうと、自治会活動への支援という補助金本来の目的が不明確になること、どの世帯がどの収集所を利用しているか市では把握していないため、補助対象世帯数の適正な算定ができないことといった課題が生じます。 以上の理由から、衛生協力助成金につきましては、現行では、自治会の加入世帯数を基準に算定する運用が適切であると考えておりますが、補助金制度の公平性について、他市の事例や地域の実情も参考にしながら研究して参りたいと考えています。 今後も、地域の衛生環境の維持・向上に向けて、自治会の皆さまと連携しながら支援を続けてまいります。【廃棄物対策課】
		西区くらし応援室では、一般廃棄物であるごみ分別の指導・啓発を行っております。 ごみ集積所のルール遵守及び非自治会員のごみ出し、衛生協力助成金のあり方について、地域の皆様のご意見を廃棄物対策課にお伝えしていくとともに、同部署と連携を図り、より暮らしやすい地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。【西区くらし応援室】
3	3年間くらいかけて、非自治会員に対して、ごみ収集等に係る自治会の役割や費用負担について説明を行った。せめて必要経費について、費用負担に協力してほしいという説明をしたところ、応じてくれる非自治会員もいた。非自治会員に対して、粘り強く説得を続けることが大事であると認識している。	おっしゃるとおり、特にごみ出しに関しては、非自治会員とも相互理解を積み重ねることが重要であると改めて認識したところです。 また、ごみ収集所の運用方法やごみ捨てマナーの向上策につきましては、良いアイデアが見つかりましたら、随時地域の皆様や区自治会連合会等において情報共有が図れればと考えております。【区長】

令和7年度 西区対話集会 開催概要(3月)

No.	質問	回答・見解・処理方針の内容
4	・ごみ収集所の運用や防犯カメラの設置・運用等、自治会が担っている役割は大きい。 ・地域防犯カメラを設置をしても変わらない、効果がないという声も上がっているため、同カメラ設置の効果をきちんと自治会にフィードバックしてほしい。 ・行政主導で、住民の自治会加入を強制化してほしい。	頂いたご意見を真摯に受け止めるとともに、関係部署に情報共有をさせていただきたいと思います。【西区くらし応援室】
5	・ゴミ収集所の管理運営など自治会の役割は非常に大きいため、市から住民に対して、基本的に自治会に入会するようにというスタンスで声掛けを行ってほしい。 ・ごみ集積所の新設を断られてしまうことがある。行政と自治会が一緒に住民に声掛けをするなど、一歩踏み込んで自治会活動に協力をしてもらいたい。	頂いたご意見を真摯に受け止めるとともに、関係部署に情報共有をさせていただきたいと思います。【西区くらし応援室】
6	衛生協力助成金の割当額がとても少ない。ごみネットを買うだけで使い切ってしまう額であり、ごみ収集所の管理運用に掛かる実費を賄い切れていない状況である。額の見直しについて検討してほしい。	頂いたご意見を廃棄物対策課に伝えさせていただきます。【西区くらし応援室】
自治会加入促進について		
7	・行政として、自治会加入のメリットをどう捉えているのか聞きたい。自治会に入っでどういうメリットがあるか、行政から強く言ってもらわないと、なかなか自治会に新規加入してもらえない。自治会加入によって一部の施設の利用料金が安くなるなどのインセンティブを打ち出してほしい。 ・普段から自治会が上手く機能している地域ほど、災害時の対応が上手く進みやすい。非常食やAEDの調達・設置を自治会費で賄っており、自治会の役割は非常に大きい。このような自治会の役割などについて、非自治会員に対して強くアピールしてもらいたい。	自治会加入促進策としては、市自治会連合会からのご意見をふまえ、「自治会は安全・安心なまちをつくっています」という加入のメリットとしての具体的な表現を、加入啓発ポスター・リーフレットに取り入れました。 抽象的でなく行動変容に移るような伝え方を今後も工夫し、自治会とはどのような活動をしているかを分かりやすく市ホームページ等にて紹介していきます。【コミュニティ推進課】
		これまで西区の自治会の皆様から実際にお話しを伺う機会がございましたが、その中で実感した事柄といたしまして、日頃から地域住民同士でつながりを保ち、仲間意識を持つことが重要であり、それ自体が自治会加入のメリットになりうるのではないかと存じます。【コミュニティ推進課】
8	自治会役員を務めることは非常に負担がある。高齢化に伴い、今後、役員の職を引き継ぐ人は益々減ってしまうであろうと想定されることから、非自治会員への自治会強制加入が必要となると思う。自治会員など地域の担い手がいなくなると、将来的に、自治体に様々な負担がのしかかることになるのではないかと。	地域住民が助け合って生きていくためにも、自治会は大変重要な役割を担っていると感じております。自治会加入促進策については、非自治会員への声かけの仕方も含め、様々な案を講じていくべきと考えております。今後も引き続きご助言をいただければ幸いです。【区長】

令和7年度 西区対話集会 開催概要(3月)

No.	質問	回答・見解・処理方針の内容
民生委員の選任について		
9	・昨年11月に民生委員の改選があった。一部地域については、後任が決まらず空席となっている。民間企業にあっては、70歳あるいはそれ以上の年齢まで継続勤務する傾向が増え、現在の75歳未満を原則とする民生委員の対象者を選定することは、年々厳しくなってきた。 民生委員の役割に対して、過大な負担をリスクに感じてなり手が見つかりにくいという問題もある。民生委員未選定のまま過ごせる地域と、無理やりお願いして民生委員を選出している地域があり不公平感も生じている。 基本的には、報酬があるものの私人のボランティアに委ねていることが多いと思う。社会の諸々な変異を考えると、民生委員は近い将来行政がすべきか考える。現在、市職員の定年は62歳(31年度に65歳)となっています。個人情報の守秘義務他諸条件を守る経験も有し、行政とのつながりもあることから、定年を迎える職員を対象に、それぞれの地域にふさわしそうな人選をあらかじめ行っておき、将来の改選期に備えていくという方法を検討してはどうか。 ・民生委員の仕事はとても負担が大きい。現行の安い報酬ではなく、準公務員のような扱いとして、より多くの方に民生委員を担っていただけるような額の報酬を支払っていただきたい。	今年度の民生委員・児童委員一斉改選におきましては、自治会長様をはじめとした地域の皆様から多大なるご協力を賜りましたことにつきましてお礼申し上げます。 民生委員の推薦にあたっては、地域に居住しており実情に詳しい方、地域における信望がある方、といった要件に合致するかどうか判断する必要があることや、民生委員として活動する上で地域の関係団体との連携が必要不可欠であることから、自治会をはじめ、地区民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会などの合意形成により候補者の選考をお願いしている状況であり、元行政職員であることを以て、一律に民生委員候補者とすることは難しいと考えております。 しかしながら、退職予定の市職員へ民生委員について周知することは、退職後に地域活動の一環として民生委員を選択肢にしてもらうために重要であると考えており、例年民生委員活動をまとめたチラシを退職予定の市職員へ配付し、民生委員活動への参加を働きかけているところです。引き続き、地域の皆様のお声を頂戴しながら、民生委員のなり手不足の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。【福祉総務課】 民生委員の役割や重要性について、SNSなど様々な方法を用いながら周知活動を粘り強く続けていくことが重要であると認識しております。【区長】
その他		
10	・自治会長が変更となる場合などに備えて、対話集会の議事内容をひろく市民に情報共有してほしい。 ・市から様々な依頼を受けるが、回答方法を郵送やFAXのみとするのは不便である。FAXは今やほとんど使われていないのではないではないか。電子システムやメールでやり取りができるようにしてほしい。また、メールアドレスにリンクするQRコードつけてほしい。	・対話集会の議事録は、例年市HPで公開しておりますが、本日分についても完成次第、公開する予定です。 ・自治会運営補助金については、電子申請が可能となっておりますので、ぜひご活用いただければと存じます。 ・自治会長様宛ての依頼文につきましては、依頼文書上にQRコードを掲載することとしてまいりたいと存じます。【西区コミュニティ課】
11	市からの依頼に対する回答時にFAXも使用しているため、今後も回答手段の一つとして残してほしい。	承知いたしました。【西区コミュニティ課】